

広島県告示第七百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十九年十二月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

地区	地区	a) 地区	賀茂川支川（五〇〇一隣）	賀茂川支川（四八）地区	賀茂川支川（四八）地区	賀茂川支川（五〇〇一隣）	賀茂川支川（四八）地区	賀茂川支川（五〇〇一隣）	賀茂川支川（四八）地区	本川（八隣d）	本川（八隣c）	本川（八隣b）	本川（八隣a）	区域の名称 の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害	所在 地	告示番号
															矢地内	平成十七年広島県告示第五百十五号 平成十九年広島県告示第二百八十一号 平成二十七年広島県告示第二百一号
賀茂川支川（五〇〇一）	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	矢地内	広島県竹原市下野町、同市新庄町正部、同市下野町上条及び同市下野町受
	地区	賀茂川支川（五〇〇一）	a) 地区	賀茂川支川（五〇〇一隣）	賀茂川支川（四八）地区	賀茂川支川（五〇〇一隣）	賀茂川支川（四八）地区	賀茂川支川（五〇〇一隣）	賀茂川支川（四八）地区	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	矢地内	広島県竹原市下野町、同市新庄町正部、同市下野町上条及び同市下野町受

地区	宮原西中谷（七〇四三）	上宮原川（九）地区	地区
宮原西上谷（五〇〇一）地区	本川第二支川（八b）	本川第二支川（八a）	本川第三支川（五〇〇一b）
本川第一支川（五〇〇二a）	本川第三支川（五〇〇一b）	本川第一支川（五〇〇二a）	本川第一支川（五〇〇二a）
本川第三支川（五〇〇一a）	本川第一支川（五〇〇二a）	本川第三支川（五〇〇一a）	本川第一支川（五〇〇二a）
本川支川（七〇四四隣）	本川支川（七〇四四隣）	本川支川（七〇四四隣）	本川支川（七〇四四隣）
土石流	土石流	土石流	土石流
上成井川（一b）地区	宮原東上谷（五〇〇四a）地区	宮原東上谷（五〇〇四a）地区	宮原東上谷（五〇〇四a）地区
宮原東上谷（五〇〇四b）地区	宮原東上谷（五〇〇四a）地区	宮原東上谷（五〇〇四a）地区	宮原東上谷（五〇〇四a）地区
土石流	土石流	土石流	土石流
上成井川（一b）地区	宮原東上谷（五〇〇四a）地区	宮原東上谷（五〇〇四a）地区	宮原東上谷（五〇〇四a）地区
土石流	土石流	土石流	土石流

阿此比谷（五〇〇五）地区	阿此比谷（五〇〇五）地区	阿此比谷（五〇〇五）地区	阿此比谷（五〇〇五）地区
大王谷（一四a）地区	大王谷（一四b）地区	大王谷（一四a）地区	大王谷（一四b）地区
土石流	土石流	土石流	土石流